

全学知財教育の展開「知財情報と知的財産」

○陳内秀樹、李鎔璟、木村友久、加納好昭、佐田洋一郎(山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター)

1. はじめに

国際競争力の再建策の一つとして 2002 年に「知的財産立国」の政策が打ち出され、以降大学においても知的財産に関する人材輩出が求められるようになった¹⁾。そして、弁理士等の高度専門人材に関しては主要大学において専門職大学院が設置されるなど人材輩出に大きく寄与している。実際に弁理士登録者数は、2003 年 3 月末 5192 名²⁾ から 2014 年 9 月末 10683 名³⁾ へと大きく増加した。一方、経済社会を支える知的財産マインドを持った裾野人材

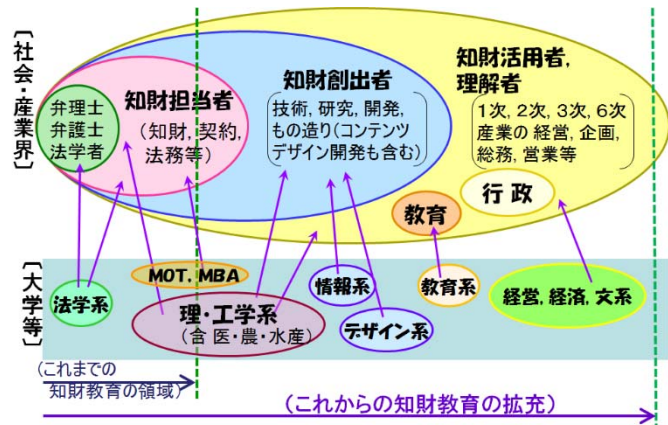


図1 これまでの知財教育とこれからの知財教育

(知的財産創造の担い手人材や初歩的な知財知識・問題解決スキルを有する人材、社会における知的財産の価値を認識した上で活動できる人材等)の輩出については、大学では必ずしも十分な取組みがなされていなかったのが現状である(図1)。

そのような中で山口大学では全国初となる取り組みとして 2013 年 4 月より共通教育課程において知財科目を必修化し、入学した全学生が知財教育を受けられる体制を構築した。この取り組みについてはこれまでに既にいくつか報告済みであり⁴⁾、また政府の今後 10 年の知財政策ビジョンの中でも紹介されている⁵⁾。そして、現在この全学必修知財教育は次なる展開中であり、本稿ではその一つとして 2014 年に新設された展開科目「知財情報と知的財産」について紹介する。

2. 全学知財教育の展開概要(2014.12時点)(図2)

全学で必修化した知財科目「科学技術と社会～〇〇学部生のための知的財産入門～」は、対象が1年生全員(約2000名)で90分×8回の1単位の科目であり、内容は著作権と産業財産権の基礎に関するものであった。そして、この1年生の必修科目を習得後にさらに学習意欲のある学生を対象とした科目が知財展開科目である(選択科目)。2014年に新設・開講の展開科目は、①

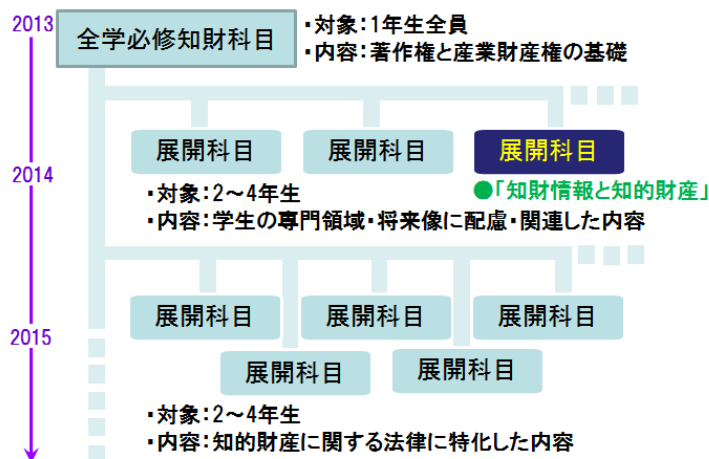


図2 全学知財教育の展開イメージ

「ものづくりと知的財産」、②「知財情報と知的財産」、③「コンテンツと知的財産」の三科目である。いずれも2～4年の学部生を想定した科目であるが、1年生でも受講可能としている。授業回数・内容等は90分×15-16回の2単位で、学生の大まかな専門領域(文系・理系)あるいは将来像に配慮した知財科目となっている。①と②は前期に開講済、③は現在開講中である。以下、②について詳しく紹介する。

3. 知財展開科目「知財情報と知的財産」(2014年共通教育課程の新設科目)

本科目は、山口大学が2004年から毎年企画・開催している「特許インストラクター制度」に基づく「特許情報検索インストラクター養成講座」⁶⁾とコラボしこれまでに培ってきた特許情報検索教育のノウハウ・スキルを活用したものとなっている。具体的には、本科目は学生の便宜を考慮して4日間の夏季集中講義としているが、うち2日間は前記の養成講座との共同開催としている。また、山口大学のキャンパスは山口市と宇部市に分かれている(約40km離れている)ことから、全学部生が受講できるよう2キャンパスにて開催した。

実施内容としては、1日目がガイダンス、知的財産を取り巻く概況、知的財産の基礎知識、2日目が特許情報へのアクセス、特許電子図書館(IPDL)の利用実践、特許情報検索演習(前半)、3日目が特許情報検索演習(後半)、特許マップ概要、特許マップ作成実習、4日目が山口大学特許検索システム(YUPASS)の活用、意匠制度・意匠情報検索、商標制度・商標情報検索、品種登録制度・品種登録情報検索、著作権制度・楽曲情報検索となっている。



写真1 講義の様子(品種登録情報検索)

4. 成績評価、学生による授業評価、及び本科目に関する一考察

成績は試験(評価割合60%)と授業内レポート(評価割合20%)、授業態度・授業への参加度(評価割合10%)、授業内での演習・ワーク(評価割合10%)から総合的に評価し、出席率は評

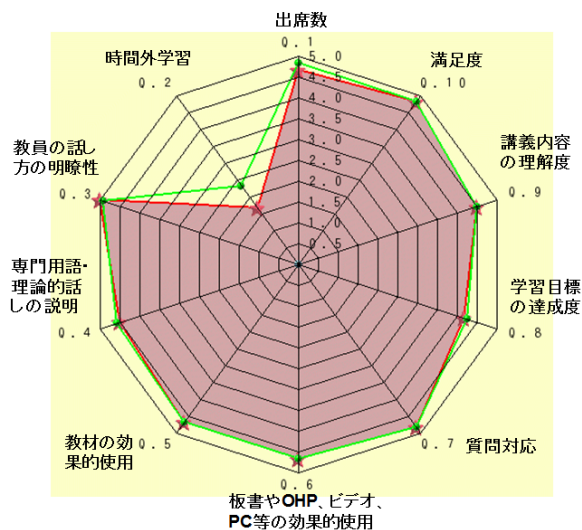


図3 学生授業評価(山口市吉田キャンパス)

では以下の特徴・効果があったと考える。(1)特許・意匠・商標・品種・楽曲の網羅的検索スキルの習得による知財権全体の基礎知識と理解度の向上、(2)従来の特許インストラクター養成講座の活用による教授内容の充実・深化、(3)受講者への単位取得以外のインセンティブ付与(写真2)、(4)2キャンパスでの集中講義による全学の履修希望者への対応。

成績は試験(評価割合60%)と授業内レポート(評価割合20%)、授業態度・授業への参加度(評価割合10%)、授業内での演習・ワーク(評価割合10%)から総合的に評価し、出席率は評価の欠格条件(7割未満は評価できない)とした。結果、試験受験者は全員単位取得し、また単位取得者の半数が特許インストラクター制度の確認テストを受験・合格し、特許インストラクターとして認定された。学生による授業評価結果を図3に示す(5段階評価:5. そう思う 4. ややそう思う 3. どちらとも言えない 2. あまりそう思わない 1. そう思わない)。集中講義という形式から授業時間外学習は低い評価であったものの、その他は概ね4以上と高い評価が得られた。

最後に、本科目の開講



写真2 特許インストラクター認定式の様子

1) 知的財産戦略大綱(2002.7.3), 知的財産基本法(2002.4公布, 2003.3施行). 2) 特許庁第2回工業所有権審議会総会 配布資料5「弁理士制度改革の動き」より(http://www.ipa.go.jp/shiryoku/toushin/shingikai/industrial_paper2.htm, 最終アクセス2014/11/4). 3) 日本弁理士会「会員分布状況」より(<http://www.jpaa.or.jp/?cat=983>, 最終アクセス2014/11/4). 4) 「全学知財教育の実践的取り組み」, 李鎔環・木村友久他, 産学連携学会第12回大会, 講演予稿集, 0626C0910-3, p178-179(2014), etc. 5) 知的財産政策ビジョン, p35(2013.6.7. 知的財産戦略本部決定). 6) 山口大学知的財産センター「特許インストラクター制度について」より(http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/data/catalog/inst_2014312.pdf, 最終アクセス2014.11.4).